

小山市教育委員会会議録
(平成27年11月定例会)

・会議の日時及び場所

日時 平成27年11月13日(金) 午後2時15分

場所 小山市立中央公民館 試写室

・会議の組織人員

人数 5人

・出席委員

1 番 福井 崇 昌

2 番 神山 宜 久

3 番 福地 尚 美

4 番 新井 泉

5 番 西口 絹 代

6 番 酒井 一 行

・説明のため本会議に出席した職員

教育部長 片柳 理 光

教育総務課長 添野 雅 夫

学校教育課長 中島 利 雄

生涯学習課長 細井 典 子

生涯スポーツ課長 田口 正 剛

車屋美術館副館長 鈴木 一 男

博物館長 水川 和 男

中央図書館長 栗原 要 子

・書記

教育総務課課長補佐兼総務政策係長 森川 忠 洋

・議題

報告事項

1 教育総務課

- ・寄付受入れについて
- ・叙位叙勲の伝達について

2 学校教育課

- ・隣接校希望選択制による指定校変更の申請結果について

3 生涯学習課

- ・平成28年小山市成人式の式典(記念品贈呈者等)について

4 生涯スポーツ課

- ・平成27年度大会結果速報について

審議事項

1 学校教育課

- ・小山市奨学金貸与条例等の一部改正について ※可決

協議事項

1 生涯スポーツ課

・小山市スポーツ推進委員の組織の活性化について

・議事内容

○添野教育総務課長

皆さん、こんにちは。11月の定例教育委員会の開会にあたり、本日の会議の会議録署名委員につきましては、神山委員にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、委員長、よろしくお願いします。

○福井委員長

追加資料はいいですか、説明。

○福井委員長

それでは、ただいまより11月の定例教育委員会を開会いたします。

報告事項に入ります。私からであります。2点ほどありまして、11月2日市政功労表彰者表彰式がございまして、教育委員会関係の方も含めて表彰という形でございます。私は来賓という形で祝辞を申し上げてまいりました。

11月11日、県教育委員会連合会の総会並びに研修会がございました。まず、総会でございますけれども、県への要望事項の回答、各団体から連合会に対する要望事項がございました。それから、役員改選がございまして、今回新役員という形で鹿沼市の鈴木泉教育委員長が連合会長ということでございます。副会長が北部代表としてさくら市の森島仁教育委員長、南部代表、下野市の永山伸一教育委員長ということでございます。それから、小山市の酒井教育長が、市教育長部会長として連合会の幹事ということで入っております。また、町教育長部会長が市貝町の大貫教育長でございます。以上が役員の交代ということで決定いたしました。酒井教育長にはよろしくお願いいたします。

それから、研修に関しましては、文部科学省の初等中等教育局初等中等教育企画課専門官という長い名前ですが、山村 研二さん、この方は、今回の教育制度の改革に関しての事務を担当していたということで、かなり細かい説明がありました。我々があらかじめ資料をいただいて説明を受けた内容とほとんど変わりませんが、実際に事務をつかさどった本人が来話すということでございまして、いろいろ文科省と国とのやりとりも言葉の端々から感じ取ることができましたけれども、新たな教育制度改革ということの説明がありました。

私からは以上でございます。

続きまして、教育長から報告をお願いします。

○酒井教育長

前回は10月27日ございましたので、それ以降の主な出席したもの、行事等についてご報告をさせていただきます。

10月30日金曜日でありますけれども、通学区域検討委員会、これを新たに設置をいたしまして、都市計画の中で、例えば立木地区に新しい造成地ができてまいりますので、ここをどこの小学校区にするか、どこの中学校区にするかなどなど、これから城南地区に新設の小学校をつくるに当たりましてなどなど、いろいろな課題も出てまいりますので、適切

に通学区域を選定していくと、決定していくというための委員会を開設をさせていただきました。

それから、31日土曜日でありますけれども、いろいろとお骨折り、ご心配をおかけしたわけでありますけれども、羽川西小学校が10月19日から授業を再開することができましたので、復興感謝大運動会と命名しました運動会が開かれ、参加をしてまいりました。肌寒い日でありましたけれども、晴天に恵まれ、また地域の皆様の大きな声援のもとに、子供たちが立派に活動していた姿が大変印象的でありました。

それから、11月4日水曜日でございますけれども、県教育委員会下都賀教育事務所と小山市教育委員会が合同で間々田中学校を1日訪問をし、施設管理や諸帳簿、さらにはつぶさに全教室を巡回し授業等を見学してまいりました。落ちついた雰囲気の中でしっかりと学習指導が行われていることに対しまして安心をしたところであります。

それから、5日からいよいよ人事異動に関する行事が始まったわけでありますけれども、各小中学校長からの具申書、一覧にまとめてこのような動きをしたいのだと、あるいはこのような対象者がいるのだということの報告を受け、県へつないでいくというふうな懇談会を持っているわけでありますけれども、本日で第5回、来週の月曜日まで6回にわたって行わせていただきます。

それから、1つ戻りますけれども、11月2日には紹興市から教育訪問団が参りまして、今回は日程の関係もございまして、小中学校を案内することができなかつたわけでありまして、教育局の関係職員、あるいは、長城中学校の校長などなど参りまして、市長も出席をし、いろいろと今後の友好関係のあり方について話を進めていったわけでありまして。

それから、また5日に戻りますけれども、全国都市教育長協議会の理事会がございまして、参加をしてまいりました。やはり話題は財務省と文部科学省との教職員定数のせめぎ合いということでありまして、なかなか財務省からいい返事がもらえないわけですが、これから年次計画で財務省としては減らしていきたい。文部科学省としては、少子化の中で学級の減少、あるいは学校数の統廃合による減少などによって自然減、定数が自然減するわけでありますけれども、その分いろいろな課題を抱えているお子さん、あるいは学校に与えられているいろいろな諸課題の解決のために、さらに新しい学習指導要領、新しい教育のあり方を見通したときに、アクティブラーニング、簡単に申し上げれば、子供たちの思考力、表現力、判断力、こういったものをユニバーサルデザインの中で伸ばしていくにはどうしたらいいかという教育をこれからの教育活動の中で進めていこうということで、新しい学習指導要領を編成しつつあるわけでありまして、そのところに人をかけたい、いじめ対応に人をかけたい、あるいは特別な支援を要する児童生徒がふえていることによっていろいろと普通学級においても困難が生じているので、そのところに人を入れてほしいと、こういった要求を出しながらその定数を維持あるいはふやすことによってどういう教育的効果があるのかということについて逆に問われ、その辺のやりとりが大変厳しい状況が続いているわけでありまして、前回、教育委員長から報告がありましたけれども、各種団体からも35人学級の推進であるとか定数の見直しとか出ているわけでありまして、そういったものを1つの糧として、今後教育長部会といたしましても全国的な運動をしていきたいと、そんなふうなことが中心でございました。

それから、6日には皆様にもお出かけをいただきまして校長会との懇談会を持たせていただきまして、いろいろと意見交換ができ大変有意義な会であったと校長会長から感謝の言葉が届いておりました。

それから、11日から大ホール、それから第一研修室、ギャラリーなどを使いまして小中学生の文化的な面の市民文化祭への参加が行われているところであります。本日はダンス、昨日が南部地区の音楽関係、一昨日が北部地区の合奏、合唱が行われております。私もダンスを何校か見てまいりましたが、大変多くの保護者、あるいは関係者の皆さんの参加のもとに、子供たちが生き生きと活動しておりました。

それから、昨日でありますけれども、小山市ソフトボール協会がこのたび生涯スポーツ課から文部科学省に推薦をし、文部科学大臣表彰ということで大きな賞があったものから、田村会長、それから山中顧問がおいでになりまして、報告を市長にさせていただきましたので、同席をさせていただきました。

以上、この半月間ありますけれども、主な行事等についてご報告をさせていただきました。

以上でございます。

○福井委員長

続きまして、教育部長からお願いします。

○片柳教育部長

私から、平成27年の第5回小山市議会定例会の議事日程について報告いたします。

本議会につきましては、11月26日から12月18日まで23日間という会期日程となっております。詳細につきましては、本日お配りしました日程表のとおりでございます。

本議会に教育委員会としましては、本日の提案となっております奨学金貸与条例の一部改正についてを議案として提出しているところでございます。

資料はございませんが、9月9日、10日にかけての大雨に対しまして避難所を学校に開設しておりました。11月1日で寒川小学校を最後に避難所ということでは終わったのですが、その後中里の集会所に3世帯6名ほどの方が今も避難している状況でございますが、今週末で皆さんご自宅、あるいは別のところへということで、避難所については、今週末で全てなくなる、閉所するという予定になっております。

以上でございます。

○福井委員長

続きまして、教育総務課長からお願いします。

○添野教育総務課長

教育総務課からは2点でございます。

まず、第1点目、3ページをごらんいただきたいと思っております。寄附の受け入れ報告でございます。こどもひなんの家の看板をライオンズクラブ等から260枚寄贈を受けました。そのほか、中央図書館への蔵書の寄贈でございます。こどもひなんの家の看板につきましては、本日、前の黒板にかけてありますので、ごらんいただければと思っております。

続きまして2点目、4ページをごらんいただきたいと思っております。叙位叙勲の伝達についてでございます。死亡叙位叙勲ということで、津釜和夫先生が去る7月15日にお亡くなりになりまして、10月2日に叙位叙勲の伝達を行ってまいりました。

以上、ご報告申し上げます。

○福井委員長

続きまして、学校教育課長からお願いします。

○中島学校教育課長

学校教育課からは、隣接校希望選択制による指定校変更申請の結果についてご報告を申し上げます。

お手元の議案書の5ページ、6ページをごらんください。小山市立小中学校通学区域に関する規則第5条第7号の規定に基づきまして、来年平成28年度の中学校入学予定者を対象に隣接校希望選択制の申請の受け付けを去る10月19日から30日までの期間に実施しましたところ、71件の申請がございました。

詳しくは6ページに表がございますので、こちらをごらんいただければと思います。縦の欄の小山中学校の後ろに四角い括弧で25という数字がございますが、各学校の横に25、15、35という数字が入っておりますが、これが大規模校は15名、中規模校は25名、小規模校は35名という隣接学区からの受け入れの件数枠です。城南中学校につきましては、ここ数年募集しておりませんので入っておりません。

この表の見方なのですが、小山中学校を例にとりますと、小山中学校は25名入れる枠があります。この欄の右側を見てもらいますと、小山第二中学校がゼロで小山第三中学校が7、桑中学校で4とございます。これは、本来は小山第三中学校、あるいは桑中学校に入学すべき子供が、この制度を利用して、ぜひ小山中学校に入学したいということで、小山第三中学校から7名、桑中学校から4名、合わせて一番右の合計11名が希望により隣接校の学区から小山中学校に入学する子供の数でございます。

それから、縦軸を見ますと、小山中学校の下に小山第二中学校が1、小山第三中学校が7というのがあり、あとはゼロ、ゼロ、ゼロとありますが、これは網かけ部分は学区が隣接せず入学できない学校、白い部分は学区が隣接し入学できる学校なのです。そして一番下に8というのがございます。これは、本来小山中学校に入学すべき子供が小山第二中学校に1名、小山第三中学校に7名ずつ流出してしまうことを意味します。差し引きますと小山中学校は、新たに他の学区から11名入学してきますが、本来入学すべき学区内の子供の中から他の中学校に8名流出してしまいますので、来年度の入学予定者は、本来想定していた数にプラス3名ということになります。

このように見てまいりますと、小山第二中学校だけが他校への流出なしで、他から入学してくる子供がプラス3名となります。

今年度の状況については以上のようにご報告申し上げます。

○福井委員長

続きまして、生涯学習課長からお願いします。

○細井生涯学習課長

7ページをごらんください。平成28年小山市成人式の式典、特に記念品贈呈者等についてご報告申し上げます。

期日は平成28年1月10日日曜日、成人の日の前日でございます。開式は午前10時から。該当者でございますが、平成7年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方で、予定者数は1,639名でございます。会場は市内全ての中学校11校でございます。

内容ですが、式典、記念行事、記念写真撮影と、このような順番で行いたいと思っております。

8ページをごらんください。それぞれ中学校区の該当者数でございます。

9ページをごらんください。教育長には小山中学校、小山第二中学校には新井委員、小山城南中学校に西口委員、間々田中学校に福地委員、美田中学校に神山委員、絹中学校に福井教育委員長をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

10ページでございます。小山市障がい者生産活動協議会へ今年度は偏りが無いようにということでお願いしました。6月にお願いしまして8月にその会を持ちまして、この表のように焼き菓子セットということで決定しました。施設によって、できる量が限られているところと、たくさんつくることができるところとありますので、このような一覧になっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○福井委員長

続きまして、生涯スポーツ課長から申し上げます。

○田口生涯スポーツ課長

平成27年度大会結果速報の、10月10日から10月26日分ということで、ごらんとおりの成績をおさめられました。新人戦中心でございます。

以上でございます。

○福井委員長

報告事項につきましては以上でございます。

これらにつきましてはのご質問、ご意見などをお伺いいたします。

特にございませんか。

〔発言する者なし〕

○福井委員長

それでは、なければ、報告事項につきましては承認するという形で締めたいと思います。

それでは、審議事項に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、続きまして、審議事項に入ります。

議案第1号 小山市奨学金貸与条例等の一部改正ということであります。これについての説明をお願いいたします。

学校教育課。

○中島学校教育課長

学校教育課から小山市奨学金条例等の一部改正についてご提案申し上げます。

教育委員の皆様方には、3月に臨時の教育委員会を開催していただきまして、地方創生先行型補助金による奨学金の返還補助金交付要綱をご承認いただきました。小山市にUターンしてきて返還している方に対しては、その返還金の3分の1を本人に戻すという制度の改正を行ったわけですが、年間該当者が2名程度ですので、なかなか定住促進につながりません。県内の他市でも定住促進のために奨学金条例改正の動きが出ておりますが、本市におきましても、これまでの市議会の一般質問等でこの件については何度か話題になり

ました。そこで、本年6月の定例教育委員会の協議事項の場でも委員の皆様方からご意見を伺ったわけです。その後、関係課と内容について協議しまして、このたび12月議会に小山市奨学金貸与条例等の一部改正という形で、上程したいと存じます。

13ページにあります制度の内容面につきまして、いくつか簡単に申し上げますと、従来の貸与型の奨学金制度を残しつつ、卒業後市内に定住の意思を有することを新たな条件を付け加えまして、まず、1つ目に奨学金の名称を平仮名で「おやまふるさとみらい奨学金」にいたしました。

2つ目としまして、この奨学金は、できるだけ借りやすくするため、小山市奨学金以外の奨学金ともあわせて受けられることを可能にしました。

そして、3つ目としまして、奨学生の資格を、卒業後すぐに市内に定住し、働きながら返還しようと考えている方を前提としまして、大学、短大、それから専修学校の専門課程以上ということに限定させていただきました。

それから、4つ目としまして、従来からある小山市奨学金では貸与額が月額3万円ですが、この新しい奨学金では、若干低く抑えて2万円にしました。額を低く抑えた理由につきましては、将来、卒業後一定期間の定住要件を満たさなくなった場合に返還額が負担にならないようにするためと、他の奨学金にプラスして借りられるためです。

5つ目としまして、現行の奨学金の予算の範囲内での措置を考えまして、募集人数を10名以内とし、規則の中で定めてございます。

6つ目としまして、この新しい奨学金制度による奨学生の場合は、在学中及び卒業後に積極的に小山市のボランティア活動に参加するように努力規定として規則の中に位置づけました。

そして、7つ目として、市内での継続定住期間やボランティア活動の参加状況等を勘案しまして、その全部または一部を免除することができるようにしました。

8つ目として、返還の全額免除となる卒業後の具体的な継続定住期間につきましては、正規の修業年数の2倍の期間としました。4年制の大学生を例にとりますと、8年ということになります。ただし、4年間定住できなかった場合には全額返していただくように考えました。14ページ、15ページは、現行の奨学金貸与条例について、おやまふるさとみらい奨学金の導入にあわせて、どこをどう変えるか、という改正案でございます。16、17、18、19ページに新旧対照表がございます。今までの奨学金貸与条例では、いきなり目的から入っていましたが、今回の改正案では目次をつけて各章立てにし、第3章として新たに導入したおやまふるさとみらい奨学金について規定いたしました。

これに伴いまして、20ページ、21ページが施行規則の一部改正案でございます。先ほど申し上げました返還期間や奨学生の数、選考委員会などを規則の中に位置づけました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○福井委員長

議案第1号の説明は以上であります。これにつきましての審議をお願いいたします。

西口委員、どうぞ。

○西口委員

猶予期間が半年ということですので、もし大学卒業時に大学院に進みたいなどとなった

場合にはどのような趣旨になるのでしょうか。

○福井委員長

学校教育課長。

○中島学校教育課長

従来からの小山市奨学金、新たに設けました、おやまふるさとみらい奨学金とも共通しまして返還猶予の規定が設けてございます。

○西口委員

わかりました。

○福井委員長

新井委員、どうぞ。

○新井委員

このおやまふるさとみらい奨学金に選考に漏れた場合は、ほかの奨学金を優先的に受けられるということなのでしょうか。両方申し込んでいた場合。

○福井委員長

学校教育課長。

○中島学校教育課長

おやまふるさとみらい奨学金の選考に外れた場合には、従来からの小山市奨学金を希望することは可能ですが、こちらにも予算の範囲内での枠がありますので、希望者が募集枠を上回った場合には、受けられない可能性もあります。

○福井委員長

ほかにいかがでしょうか。

このちょっと具体的なことで、13ページの「ボランティア活動に参加するように努める」、「ボランティア参加状況を勘案して」ということが書いてありますけれども、このボランティアというのは、どういうレベルのボランティアを主に想定しているのですか。

学校教育課長。

○中島学校教育課長

たとえば、思川ざくらマラソン、サマーフェスティバル、渡良瀬遊水地ヤナギセイタカアワダチソウ除去作戦等、市が主催し、ボランティアとして一般公募しているものを想定しています。規則の中で、本人の氏名と住所、ボランティアに参加したことへの関係課長の証明等を記載した報告書の提出を努力義務として規定しています。

○福井委員長

ほかにどうですか。

神山委員、どうぞ。

○神山委員

ボランティアに参加すると小山市に住んでいなくても住んでいたとみなしてしまうのですか。

○福井委員長

学校教育課長。

○中島学校教育課長

そういうことではございません。

○神山委員

住んでいないとだめなのですね。

○中島学校教育課長

特に卒業してからのことです。もちろん在学中でも、市外に出ている帰省した際に積極的にボランティアに参加することも可能です。

○福井委員長

ほかにいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○福井委員長

特にご質問なければ原案どおり決定したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○福井委員長

それでは、議案第1号につきましては、原案どおり決定します。

審議事項については以上でございます。

続きまして、協議事項に入ります。

<協議事項について説明・意見交換>

○福井委員長

それでは、協議事項は終了いたします。

次回の教育委員会の日程についてお願いいたします。

○添野教育総務課長

12月24日木曜日、14時からを予定しております。

よろしくお願いいたします。

○福井委員長

それでは、以上をもちまして、平成27年11月の定例教育委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

—————閉 会 午後 3時50分—————